

二戸労働基準監督署ニュース

1 最低賃金が時間額793円になりました！

岩手県最低賃金が令和2年10月3日から時間額793円になりました。従前と比べて3円の上昇となります。

最低賃金を満たしているかチェックを行いましょう。

時間給の場合 [時間給] \geq 793円

日給の場合 [日給] \div [1日の平均所定労働時間] \geq 793円

月給の場合 [月給] \div [1か月の平均所定労働時間] \geq 793円

また、一定の条件を満たせば生産性向上のための設備投資の一部を助成する「業務改善助成金」制度もありますので、是非ご活用ください。

2 林業死亡労働災害多発警報が発令されました！

岩手県内の林業における死亡災害が、本年1月、3月、8月の3件と多発していることから、9月23日に「林業死亡労働災害多発警報（令和2年9月23日から12月末まで）」が発令されました。

林業はもちろんのこと、木材加工製造業や木材運搬を行う運送業等に従事されている方におかれましても、労働災害防止へのご協力をより一層お願いいたします。

[重点取組課題]

- ①伐木作業における安全な作業手順の順守。
- ②「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置の徹底。
- ③「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」に基づく措置の徹底。
- ④林業作業現場で複数の労働者が作業を行う場合、作業計画の策定、適正な山割、合図等の措置の徹底。
- ⑤斜面での移動や作業時における墜落・転倒防止措置の徹底。
- ⑥「リスクアセスメント実践マニュアル」[林業版]の着実な実施。
- ⑦荷役作業時における運送業者等との連携・調整の徹底。
- ⑧非定常作業における就業前の安全衛生教育の徹底。
- ⑨交通事故防止のため、交通労働災害防止のためのガイドラインの徹底。

3 路面凍結の季節がやってきます！

令和元年12月から令和2年3月までの冬季期間において、管内では**14件**の転倒災害（休業4日以上）が発生いたしました。中には休業見込3か月や6か月のももあり、思わぬ重篤な怪我に繋がるおそれがあります。

11月に対策の検討と準備を行い、冬季期間の災害を減らしましょう！

令和2年度 いわて年末年始無災害運動

スローガン「あなたの安全 家族の願い 年末年始も無災害」

【取組事項】

1 冬季特有災害の防止

①積雪・凍結による**転倒**災害、**墜落**災害の防止

「**STOP！転倒災害プロジェクト**」

②車両等の**スリップ**事故等の交通労働災害の防止

③**雪降ろし**の際の災害防止

④**火災・火傷**の防止

⑤**一酸化炭素中毒**の防止

⑥凍結の緩みによる**土砂崩壊**災害等の防止

⑦作業時の**保温・体操**の実施

⑧その他の冬季特有災害の防止

2 **リスクアセスメント・危険の見える化**の実施

3 「**安全決意宣言**」の実施

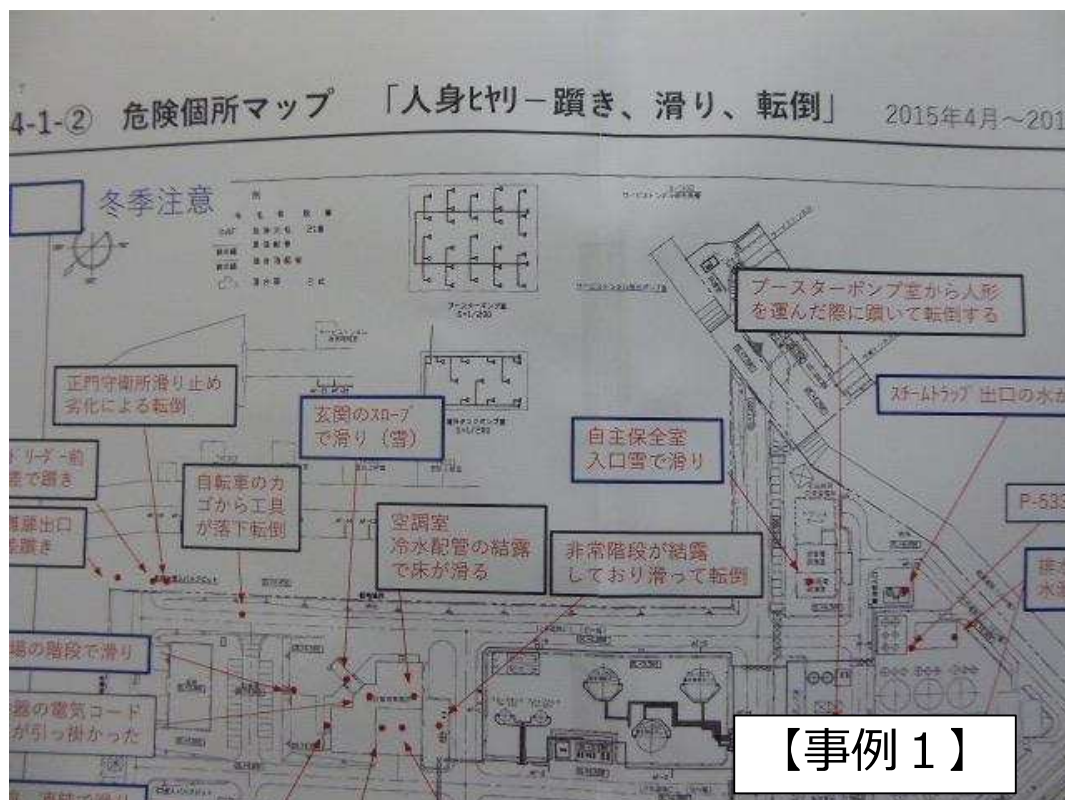
4 労働災害防止団体が実施する**年末年始無災害運動**への参加

【転倒対策事例1】

危険な箇所を地図にし、意識の共有を行う

【転倒対策事例2】

転倒のおそれがある箇所に、看板を設置し見える化



【事例1】



【事例2】

4 高年齢労働者の安全と健康を確保しましょう！

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

先の転倒対策と併せて、働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう！

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

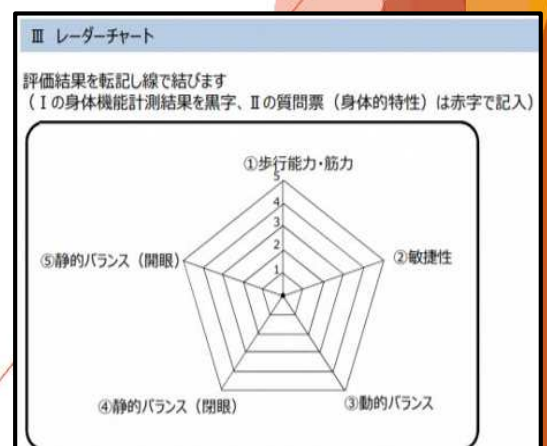
敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します。



(3) 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康診断の確実な実施や体力チェックの実施により健康や体力の状況を把握し、個々の高年齢労働者の状況を踏まえて労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます。

体力チェックの
詳しい内容はこちら



5 令和2年7月～9月の労働災害発生状況（速報値）

	製造業	建設業	道路貨物運送業	林業	小売業	社会福祉施設	全産業合計
7月	3	4	1	0	1	0	12
8月	2	2	1	0	2	1	9
9月	2	1	0	0	0	0	3
合計	7	7	2	0	3	1	24
前年同期	8	3	3	2	0	1	22
増減率	-12.5%	133.3%	-33.3%	-100.0%	-	0.0%	9.1%

前年7月～9月と比べ、道路貨物運送業と林業で労働災害の減少が見られましたが、建設業及び小売業にて増加が見られました。

特に小売業については、前年1月～9月で4件に対し、本年同期で14件と年間を通して増加傾向にあります。災害の内容としては、転倒及び腰痛が目立っています。

<労働災害事例①> 建設業

不整地運搬車に約600kgの荷物を載せて運転作業をしていたとき、構造物の手前で切り返しを行おうとしたところ、ギヤがバックに入っていないまま加速してしまい、構造物と衝突した。

(原因) 指定された手押し車を使用せず、無資格者が運転を行ったこと。
作業者の間で不整地運搬車の貸し借りが行われたこと。

(対策) 適切な作業方法について安全教育するとともに、無資格運転防止のため、不整地運搬車の鍵を事務所管理とした。

<労働災害事例②> 建設業

クレーンにより移動させた約700kgの荷に対し、ワイヤーロープの圧着部分が引っかかってしまった。クレーンの動力を用いて荷からワイヤーロープを外そうとしたところ、ワイヤーロープが外れずに荷が横転し巻き込まれた。

(原因) クレーンを用いて荷からワイヤーロープを外そうとしたこと。
作業者が荷の真横に立っていたこと。

(対策) シャックル等を使用し、ワイヤーロープが荷に引っかからないようにした。
玉掛作業における「3・3・3運動」等のルールを順守すること。

6 11月は過労死等防止啓発月間です！

時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。また、工期に間に合わせるために現場代理人が長時間労働となるといったパターンもあり、年度末に向けて過重労働が懸念される状況にあります。



- ①時間外・休日労働時間等を削減しましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- ③健康診断や面接指導等、労働者の健康管理にかかる措置を徹底しましょう。

本紙に関する問合せは二戸労働基準監督署（TEL0195-23-4131 担当：川口、菊池）まで。
二戸労働基準監督署労働時間相談・支援班による個別訪問の申込みもお待ちしています。